

山口県大気汚染緊急時措置要綱

第1章 趣旨

(趣旨)

第1条 この要綱は、硫黄酸化物及びオキシダントによる大気汚染の対策の円滑な実施を図るため、大気汚染防止法第22条及び第23条の規定に基づく大気汚染の常時監視及び緊急時の措置並びに山口県公害防止条例第48条の規定に基づく大気汚染の緊急時の措置について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「警報等」とは、硫黄酸化物における情報、注意報、第1警報及び第2警報並びにオキシダントにおける情報、特別情報、注意報及び警報をいう。

第2章 緊急時における協力体制

(協力体制)

第3条 大気汚染の緊急時の措置の運用に当たっては、次の各号に掲げる者の協力を求め、大気汚染の防止を図るとともに、隣接する県と緊密な協調体制をとり、一般への周知について報道機関の協力を求め、その他の関係行政機関の協力を得て、大気汚染及び被害発生の防止に実効があがるよう努めるものとする。

- (1) 硫黄酸化物にあつては、工場事業場において、ばい煙発生施設からの硫黄酸化物に係るばい煙量が $10\text{Nm}^3/\text{h}$ 以上排出する者その他ばい煙排出者のうち知事が必要と認める者（以下「硫黄酸化物関係ばい煙排出者」という。）
- (2) オキシダントにあつては、工場事業場において、ばい煙発生施設からの湿りガス量の最大量の全量を $4\text{万Nm}^3/\text{h}$ 以上排出する者その他知事が必要と認める者（以下「オキシダント関係ばい煙排出者」という。）、揮発性有機化合物（以下「VOC」という。）を排出する者で知事が必要と認める者（以下「オキシダント関係VOC排出者」という。）及び自動車を運行する者。

第3章 監視

(常時監視)

第4条 硫黄酸化物及びオキシダントに係る常時監視を行う測定局は、別表第1のとおりとする。

2 硫黄酸化物及びオキシダントの常時監視は、山口県大気環境監視システムによるものとする。

3 環境保健センター所長は、常時監視の測定値を山口県大気環境監視システムによりインターネットで公表する。

第4章 緊急時措置

第1節 警報等の発令及び解除

(警報等の発令及び解除)

第5条 環境保健センター所長は、大気の汚染状態が別表第2の「発令基準」の欄に掲げる基準に至ったときは、それぞれ同表の「発令区分」の欄に掲げる発令をするものとし、同表の「解除基準」の欄に掲げる基準に至ったときは解除するものとする。

ただし、オキシダントに係る発令は、毎年4月1日から10月31日までとする。

- 2 環境保健センター所長は、硫黄酸化物における第1警報及び第2警報並びにオキシダントにおける特別情報及び警報を発令し、又は解除するにあたっては、環境生活部長と協議するものとする。
- 3 警報等の発令及び解除は、別表第3の「発令地区」ごとに行うものとする。

ただし、オキシダントに係る特別情報、注意報、警報について、他測定局のデータ等により広域的な汚染の発生が考えられる場合は、別表第4の「広域発令地区」ごとに発令及び解除を行うものとする。

(警報等発令時の報告)

- 第6条 環境保健センター所長は、硫黄酸化物における第1警報及び第2警報並びにオキシダントにおける特別情報及び警報を発令し、又は解除したときは、すみやかに環境生活部長に報告するものとする。
- 2 環境保健センター所長は、前項以外の警報等を発令し、又は解除したときは、すみやかに環境政策課長に報告するものとする。

第2節 緊急時の措置

(緊急事態の周知)

- 第7条 環境保健センター所長は、警報等を発令し、又は解除したときは、その旨を関係健康福祉センター所長（下関市にあっては下関市長）に電気通信設備を使用して通報するとともに、関係健康福祉センター所長（下関市にあっては下関市長）と連携し、関係市町長及び関係する硫黄酸化物関係ばい煙排出者及びオキシダント関係ばい煙排出者並びにオキシダント関係VOC排出者（以下「緊急時対象ばい煙等排出者」という。）に電気通信設備を使用し遅滞なく連絡するものとする。
- 2 知事は、硫黄酸化物における注意報又は第1警報若しくは第2警報並びにオキシダントにおける特別情報、注意報及び警報を発令し、又は解除したときは、関係市町長や報道機関の協力及び電気通信設備等により、その事態を一般に周知させるものとする。
 - 3 環境保健センター所長は、オキシダントにおける特別情報、注意報、警報を発令し、又は解除したときは、別図1により関係健康福祉センター、オキシダント関係ばい煙排出者及びオキシダント関係VOC排出者等関係機関に連絡し、関係機関は同図に示す関係先に連絡するものとする。
 - 4 関係健康福祉センター所長は毎年度末までに、関係市町と協議、調整を図り、具体的な連絡系統を確立するとともに、環境政策課長及び環境保健センター所長に管内の連絡系統を報告するものとする。

(緊急時における措置)

- 第8条 環境保健センター所長は、警報等を発令したときは、関係する緊急時対象ばい煙等排出者に対し、別表2の「発令区分」の区分に応じ、それぞれ同表の「減少措置」の欄に掲げる減少措置を講ずるよう協力要請、勧告、命令を行うものとする。
- 2 環境保健センター所長は、警報等の発令されている地区の汚染解消のため、大気汚染の進行状況、気象条件等から判断して、警報等の発令されていない他の地区の関係する緊急時対象ばい煙等排出者の減少処置が必要であると認められるときは、他の地区の関係する緊急時対象ばい煙等排出者に同様の措置を要請するものとする。
 - 3 関係する緊急時対象ばい煙等排出者は、同表の減少措置を講ずることにより、ばい煙及びVOCの減少に努めるものとする。
 - 4 緊急時対象ばい煙等排出者は、別表第2の減少措置を実施する方法として、あらかじめ減少計画

を策定し、必要に応じ、見直しを行うものとする。

- 5 緊急時対象ばい煙等排出者に対する協力要請、勧告、命令の連絡は、環境保健センター所長が個々の関係する緊急時対象ばい煙等排出者ごとに電気通信設備により行うものとする。
- 6 環境政策課長及び関係健康福祉センター所長は、緊急時対象ばい煙等排出者に対するばい煙量、排出ガス量及びVOC量の減少措置についての勧告又は命令時には、必要に応じ、その職員により、緊急時対象ばい煙等排出者に立ち入ってその措置状況を検査させるものとする。
- 7 緊急時対象ばい煙等排出者は、ばい煙量、排出ガス量及びVOC量の減少措置を講じたときは、ただちにその状況を関係健康福祉センター所長（下関市にあっては下関市長）に電話連絡するものとし、その後措置状況を変更した場合も、その都度同様に電話連絡するものとする。
さらに、措置の内容を措置を講じた日から1週間以内に別紙様式1により、関係健康福祉センター所長（下関市にあっては下関市長）を経由して環境保健センター所長に文書で報告するものとする。
- 8 環境保健センター所長は、緊急時の措置状況をとりまとめ、遅滞なく環境生活部長に報告するものとする。
- 9 知事は、オキシダントにおける特別情報、注意報及び警報が発令され当該事態が自動車排ガスに起因すると認められるときは、県公安委員会に対し道路交通法に規定する措置をとるよう要請するものとする。
- 10 前項に規定する県公安委員会に対する要請は、環境生活部長が電話により行うものとする。

第5章 オキシダント予防の措置

（オキシダント予防の措置）

第9条 知事は、オキシダント予防のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 油槽所、ガソリンスタンド等に対してガソリン貯蔵設備には、炭化水素の排出防止のため吸着方式、吸収方式等の排出防止装置及び気化した炭化水素をタンカー、タンクローリー等の輸送施設に戻すリターン方式の採用等の措置を講ずるよう指導する。
- (2) 有機溶剤及びその製品を用いる作業を行う事業場に対して、溶剤の排出の抑制に努めるよう協力を求める。
- (3) 気象条件がオキシダントの発生しやすい状態にあるときは、不急の給油をさしひかえるよう一般の協力を求める。
- (4) 自動車の使用者に対して、エンジン系統の整備不良のないよう道路運送車両法に基づく自動車の定期点検整備を確実にを行うよう関係機関の協力を求める。
- (5) 工場に対し、施設の定期補修等の工事を実施するにあたって、刺激性ガス、炭化水素等を漏洩しないようにし、装置内からの抜き取りガスの処理は適切に行うよう指導する。

第6章 オキシダントに係る保健対策

（健康被害が生じた場合の措置）

第10条 関係機関は、オキシダントが原因であると認められる呼吸困難、四肢のしびれ、けいれん等重篤な症状を呈する患者が発生した場合は、養護施設に収容して安静にするとともに、至急医師の診断を求め、場合によっては入院させる等適切な応急措置を講ずるものとする。

（健康被害に対する調査）

第11条 関係機関は、オキシダントが原因であると認められる健康被害が発生したときは、次の措

置を実施するものとする。

- (1) 重篤な健康被害が発生した場合には、被害発生地域及びその周辺地域における被害者数、主要症状、症状の発生状況等の調査。

なお、調査の結果は、別紙様式2により記録し、別図1により関係機関に通報するものとする。

- (2) 健康被害者について健康診断及び臨床医学的検査。

なお、健康診断が実施された場合及び治療が必要であった場合には、できるだけ被害者の臨床所見（初診時所見、臨床経過、臨床検査成績等）の把握に努め、その記録の保管に努めるものとする。

- (3) 被害発生集団の被害発生前における特殊条件（行事あるいは授業内容等）、健康管理の状況、給食状況等の調査。

（環境条件に関する調査）

第12条 環境保健センター所長は、オキシダントが原因であると認められる被害が発生した場合は関係機関の協力を得て、次の環境条件に関する調査を実施するものとする。

- (1) 被害発生時前後の気象要素（温度、湿度、天気、風向、風速等）についての調査。
- (2) オキシダントのほか、硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質等の主要汚染物質並びにアルデヒド類の調査。
- (3) 被害発生地周辺のばい煙発生施設、廃棄物の焼却行為等から操作のミスや事故等により、刺激性物質が放出されたことがないかについての調査。
- (4) 被害発生時の道路交通状況についての調査。
- (5) その他被害発生地周辺の地形（起伏、開放度等）、地物（建築物）、樹木の配置状況及び植物被害状況等についての調査。

（委任規定）

第13条 この要綱の実施に際し、県際間における措置その他必要な細則は別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 硫黄酸化物に係る大気汚染の常時監視及び緊急時の措置要綱（昭和51年4月1日施行）及び光化学スモッグ（オキシダント）対策実施要綱（昭和51年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1 硫黄酸化物及びオキシダント常時監視測定局

設置場所	測定局	設置者	測定項目	
			硫黄酸化物	オキシダント
和木町	和木コミュニティーセンター	県	●	●
岩国市	麻里布小学校	県	●	●
	愛宕小学校	県	●	●
柳井市	柳井市役所	県	●	●
光市	光高校	県	●	●
	浅江中学校	県	●	
下松市	豊井小学校	県	●	
	下松市役所	県	●	●
周南市	櫛浜小学校	県	●	
	徳山商工高校	県	●	
	周南総合庁舎	県	●	●
	浦山送水場	県	●	
	宮の前児童公園	県	●	●
防府市	防府市役所	県	●	●
	中関小学校	県	●	
山口市	環境保健センター	県	●	●
宇部市	岬児童公園	県	●	
	宇部総合庁舎	県	●	●
	厚南市民センター	県	●	●
山陽小野田市	竜王中学校	県	●	
	須恵健康公園	県	●	●
美祢市	美祢市役所	県	●	●
	美祢青嶺高校	県	●	
長門市	長門土木建築事務所	県		●
萩市	萩健康福祉センター	県		●
下関市	豊浦局	市		●
	彦島局	市	●	●
	山の田局	市	●	●
	小月局	市	●	
	長府局	市	●	

別表第2 緊急時の発令・解除基準、措置等

【1. 硫黄酸化物】

発令区分	発令基準	解除基準	硫黄酸化物ばい煙排出者における減少措置	勧告、命令等の区分
情報	1 箇所以上の測定局の1時間値が0.15ppm以上であって、気象条件からみて、その状態が継続すると認められるとき。	左欄に掲げる状態が解消したとき。	自主的にばい煙量を20%以上減少する措置をとる。	
注意報	次のいずれかの一に該当する場合であって、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき。 1. 1箇所以上の測定局の1時間値が0.2ppm以上である状態を2時間継続したとき。 2. 1箇所以上の測定局の測定値が48時間平均値で0.15ppm以上となるおそれがあるとき。	すべての測定局の1時間値が0.15ppm以下となり、0.2ppm以上となるおそれのなくなったとき。	ばい煙量を35%以上減少する措置をとる。	協力要請
第1警報	次のいずれかの一に該当する場合であって、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき。 1. 2箇所以上の測定局の1時間値が0.2ppm以上である状態を3時間継続したとき。 2. 2箇所以上の測定局の1時間値が0.3ppm以上である状態を2時間継続したとき。 3. 1箇所以上の測定局の1時間値が0.5ppm以上の値になったとき。 4. 1箇所以上の測定局の測定値が48時間平均値で0.15ppm以上となったとき。 5. 1箇所以上の測定局の1時間値が0.2ppm以上である状態を6時間以上継続し、気象条件からみて大気汚染がなお進行すると認められるとき。	すべての測定局の1時間値が0.15ppm以下となり0.2ppm以上になるおそれのなくなったとき。	ばい煙量を50%減少する措置をとる。	勧告
第2警報	次のいずれかの一に該当する場合であって、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき。 1. 1箇所以上の測定局の1時間値が0.5ppm以上である状態を3時間継続したとき。 2. 1箇所以上の測定局の1時間値が0.7ppm以上である状態を2時間継続したとき。	すべての測定局の1時間値が0.4ppm以下となり0.5ppm以上になるおそれのなくなったとき。	ばい煙量を80%減少する措置をとる。	命令

注) 情報、注意報及び第1警報発令時における減少率は、情報提供直前のばい煙排出量に対する割合をいい、第2警報発令時における減少率は、排出許容量に対する割合をいう。

【 2. オキシダント】

発令区分	発令基準 (1測定点)	解除基準 (全測定点)	オキシダント関係ばい煙排出者における減少措置	オキシダント関係VOC排出者における減少措置	勧告、命令等の区分
情報	1時間値が0.10ppm以上0.12ppm未満であって、気象条件からみて継続すると認められるとき。	1時間値が0.10ppm未満となり気象条件から見て当該大気汚染の状態が回復すると認められるとき。	20%以上の排出ガス量又は窒素酸化物排出量の減少。		
特別情報	1時間値が0.12ppm未満であって、オキシダント類似の大気汚染の発生により、現に被害が発生し、気象条件からみて継続又は拡大すると認められるとき。	オキシダント類似の大気汚染が消失し、気象条件からみて再び発生するおそれがないと認められるとき。	ばい煙又は排出ガス量若しくは窒素酸化物排出量を20%以上減少する措置をとる。	VOC排出量を減少する措置をとる。	協力要請又は勧告
注意報	1時間値が0.12ppm以上0.40ppm未満であって、気象条件からみて継続すると認められるとき。	1時間値が0.12ppm未満となり気象条件から見て当該大気汚染の状態が回復すると認められるとき。	排出ガス量又は窒素酸化物排出量を20%以上減少する措置をとる。	VOC排出量を減少する措置をとる。	協力要請
警報	1時間値が0.40ppm以上であって、気象条件からみて継続すると認められるとき。	1時間値が0.40ppm未満となり気象条件から見て当該大気汚染の状態が回復すると認められるとき。	排出ガス量又は窒素酸化物排出量を40%以上減少する措置をとる。	VOC排出量を減少する措置をとる。	命令

注) 情報発令時における減少率は、通常の排出ガス量又は窒素酸化物排出量に対する割合をいい、特別情報、注意報、警報発令時における減少率は、情報提供直前の排出ガス量又は窒素酸化物排出量に対する割合をいう。

別表第3 監視機関、発令地区

【1. 硫黄酸化物】

監視機関	発令地区	発令地区の詳細	発令基準測定局
県	和木町及び岩国市の北部地域	和木町の区域 平成18年3月19日における岩国市の区域のうち今津川以北の北部地域	和木コミュニティーセンター 麻里布小学校
	岩国市の南部地域	平成18年3月19日における岩国市の区域のうち、今津川以北地域及び大字柱島、大字土生、大字寺山、大字竹安、大字行正、大字伊房、大字大山、大字近延、大字入野、大字甘木、大字上田、大字天尾、大字杭名、大字守内、大字下、大字瓦谷、大字行波、大字二鹿、大字相ノ谷、大字角及び大字保木を除く地域	愛宕小学校
	光市	平成16年10月3日における光市の区域のうち、周防、室積のうち五軒屋、伊保木、岩屋及び牛島を除く地域	光高校 浅江小学校
	下松市	下松市の区域のうち、米川を除く地域	豊井小学校 下松市役所
	周南市の東部地域	平成15年4月20日における徳山市の区域のうち、須々万奥、須々万本郷、中須南、中須北、長穂、大道理、大向、筋地、金峰、須万、下上、上村（浦山地区を除く。）、川曲、川上、四熊、中野、小畑、夜市、戸田及び湯野を除く地域	櫛浜小学校 徳山商工高校 周南総合庁舎 浦山送水場
	周南市の西部地域	平成15年4月20日における徳山市の区域のうち、大道理、大向、下上、上村（浦山地区を除く。）、川曲、川上、四熊、中野、小畑、夜市、戸田及び湯野の地域 平成15年4月20日における新南陽市の区域のうち、高瀬、埜、馬神、夏切及び米光を除く地域	宮の前児童公園
	防府市	防府市の区域のうち、野島及び小野を除く地域	防府市役所 中関小学校
	宇部市	平成16年10月31日における宇部市の区域のうち、大字小野、大字厚東及び大字二俣瀬を除く地域	岬児童公園 宇部総合庁舎 厚南市民センター
	山陽小野田市	平成17年3月21日における小野田市の区域	竜王中学校 須恵健康公園
	美祢市	平成20年3月20日における美祢市の区域のうち、次の地域を除く地域 大嶺町のうち、奥分藤ヶ河内、桑原、北分河内、入見、西分奥畑、草井川、中村、杉原及び嘉木 伊佐町のうち、河原、堀越、奥万倉及び上野 豊田前町のうち、第1区、第2区、第6区から第13区まで、於福町、西厚保町及び東厚保町の地域	美祢市役所 美祢青嶺高校
下関市	下関市A地域	平成17年2月12日における下関市の区域のうち、彦島地区及び東大和町、大和町の地域	彦島局
	下関市B地域	平成17年2月12日における下関市の区域のうち、旧市域、川中地区、勝山地区及び安岡地区の地域	山の田局
	下関市C地域	平成17年2月12日における下関市の区域のうち、長府地区、王司地区清末地区、小月地区及び王喜地区の地域	小月局 長府局

別表第3 監視機関、発令地区

【2. オキシダント】

監視機関	発令地区	発令地区の詳細	発令基準測定局
県	和木町及び岩国市の北部地域	和木町の区域 平成18年3月19日における岩国市の区域のうち今津川以北の北部地域	和木コミュニティーセンター 麻里布小学校
	岩国市の南部地域	平成18年3月19日における岩国市の区域のうち、今津川以北地域及び大字柱島、大字土生、大字寺山、大字竹安、大字行正、大字伊房、大字大山、大字近延、大字入野、大字甘木、大字上田、大字天尾、大字杭名、大字守内、大字下、大字瓦谷、大字行波、大字二鹿、大字相ノ谷、大字角及び大字保木を除く地域	愛宕小学校
	柳井市	平成17年2月20日における柳井市の区域のうち、大字日積、大字伊陸、大字阿月、大字平郡及び大字伊保庄における小野、山近、原、郷中、開作、向田、太古庵、近長を除く地域	柳井市役所
	光市	平成16年10月3日における光市の区域のうち、周防、室積のうち五軒屋、伊保木、岩屋及び牛島を除く地域	光高校
	下松市	下松市の区域のうち、米川を除く地域	下松市役所
	周南市の東部地域	平成15年4月20日における徳山市の区域のうち、須々万奥、須々万本郷、中須南、中須北、長穂、大道理、大向、筋地、金峰、須万、下上、上村（浦山地区を除く。）、川曲、川上、四熊、中野、小畑、夜市、戸田及び湯野を除く地域	周南総合庁舎
	周南市の西部地域	平成15年4月20日における徳山市の区域のうち、大道理、大向、下上、上村（浦山地区を除く。）、川曲、川上、四熊、中野、小畑、夜市、戸田及び湯野の地域 平成15年4月20日における新南陽市の区域のうち、高瀬、埴、馬神、夏切及び米光を除く地域	宮の前児童公園
	防府市	防府市の区域のうち、野島及び小野を除く地域	防府市役所
	山口市	平成17年9月30日における山口市の区域のうち、大字上宇野令のうち829番地から1739番地まで、大字仁保上郷、大字仁保中郷、大字仁保下郷、大字上小鯖、大字大内長野、大字大内御堀、大字大内矢田、大字宮野上、大字中尾、大字平井、大字吉田、大字黒川、大字矢原、大字陶、大字鑄銭司、大字名田島、大字秋穂二島、大字嘉川、大字江崎、大字深溝及び大字佐山を除く地域	環境保健センター
	宇部市	平成16年10月31日における宇部市の区域のうち、大字小野、大字厚東及び大字二俣瀬を除く地域	宇部総合庁舎 厚南市民センター
	山陽小野田市	平成17年3月21日における小野田市の区域	須恵健康公園
	美祢市	平成20年3月20日における美祢市の区域のうち、次の地域を除く地域 大嶺町のうち、奥分藤ヶ河内、桑原、北分河内、入見、西分奥畑、草井川、中村、杉原及び嘉木 伊佐町のうち、河原、堀越、奥万倉及び上野 豊田前町のうち、第1区、第2区、第6区から第13区まで、於福町、西厚保町及び東厚保町の地域	美祢市役所
	長門市	長門市の区域	長門土木建築事務所
	萩市及び阿武町	萩市及び阿武町の区域	萩健康福祉センター
県 下関市	下関市の北部地域	平成17年2月12日における菊川町、豊田町、豊浦町、豊北町の区域	豊浦局
	下関市の南部地域	平成17年2月12日における下関市の区域	山の田局 彦島局

別表第4 広域発令地区【オキシダント】

監視機関	広域発令地区	発令基準測定局
県	岩国市及び和木町の全域	和木コミュニティーセンター 麻里布小学校 愛宕小学校
	柳井市、周防大島町、上関町、田布施町及び平生町の全域	柳井市役所
	光市全域	光高校
	下松市全域	下松市役所
	周南市全域	周南総合庁舎 宮の前児童公園
	防府市全域	防府市役所
	山口市全域	環境保健センター
	宇部市全域	宇部総合庁舎 厚南市民センター
	山陽小野田市全域	須恵健康公園
	美祢市全域	美祢市役所
	長門市全域	長門土木建築事務所
	萩市及び阿武町の全域	萩健康福祉センター
県 下関市	下関市の北部地域全域 (平成17年2月12日における菊川町、豊田町、豊浦町、 豊北町の区域)	豊浦局
	下関市の南部地域全域 (平成17年2月12日における下関市の区域)	山の田局 彦島局

ばい煙量減少措置状況報告書

平成 年 月 日

山口県環境保健センター所長 様

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつてはその代表者の氏名 印

オキシダント緊急時のばい煙量減少措置を次のとおり実施したので報告します。

減 少 措 置 年 月 日	平成 年 月 日						
減少措置時間	開始	時	分	発令された 警報等の区分	減少措置を した時間	減少措置を講 じた後の窒素 酸化物量又は 排出ガス量 (C)	減少率 ※1 $\frac{A-C}{A}$ 又は $\frac{B-C}{B}$
	終了	時	分				
減少措置をし た施設の種類の種類	措置の対象 の区分 (窒素酸化 物又は排出 ガス量の区 分)	窒素酸化 物の通常排 出量又は排 出ガス量 (届出値) (A)	情報提供直 前の窒素酸 化物排出量 又は排出ガ ス量 (B)				
減少措置を講 じた施設の計							
工場全体の計							

※1 減少率は、情報にあつては (A-C) のAに対する割合 $\left[\frac{A-C}{A} \right]$ をいい、特別情報、注意報及び警報にあつては、(B-C) のBに対する割合 $\left[\frac{B-C}{B} \right]$ をいう。

オキシダント被害連絡受付票

受付日時 平成 年 月 日 受付者 ()

届出者	住 所 (所在地)	
	氏名 (機関、学校、団体)	
被害者	住 所 (所在地)	
	氏名 (機関、学校、団体)	

1 症状を感じた日時	年 月 日 時 分～ 時 分
2 症状を感じた場所	運動場、教室、体育館、公園、道路
3 症状を感じたときの活動状況	運動場 (体育授業、クラブ、遊戯、競技) 室内で授業中、歩行中
4 症 状	被害者概数 人
	(1)目がちかちかする 人
	(2)涙が出る 人
	(3)咳が出る 人
	(4)喉がいがらい 人
	(5)吐き気がする 人

医師の治療を受けた者 人 医療機関名
入 院 し た 者 人 医療機関名
5 重症者名とその症状
年令 (学年) 氏 名 性別 職 業 症 状
6 措 置
7 動物・植物の被害状況
8 症状を感じたときの気象状況等 (1) 天候 (晴 、 曇 、 雨) (2) 風 (強 、 弱 、 微 、 無風) (3) 気温 (°C) (4) 湿度 (%) (5) 視程 (はっきりしている。 かすんでいる。 非常に見通しが悪い。)

